

ID: 5112

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

<p>処分の概要</p>	<p>改善命令</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成5年法律第52号</p>		
<p>【基準】 法第10条の規定による。 (改善命令) 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>